

事前審査制度を改善

不合法材使用の再発防止

国交省

国土交通省は、国と高速道路会社が発注した道路舗装工事で契約と異なる再生骨材を混ぜたアスファルト合材が使用されていた事案に対して、補修基本方針案や再発防止策案をまとめ

た。対象現場は直ちに補修せず、経過観察として変状確認時に受注者負担で補修工事を行う。再発防止策としては、書き換え不能な計量システムの導入や、抜き打ち検査など監督検査態勢の強化、将来的なアスファルト需給のバランス調整体制の構築などを示した。

22日に有識者会議の第2回会合を開き、再発防止策案などを示し了承を得た。次回会合で補修基本方針や再発防止策などを盛り込んだ中間報告をまとめる。

仕様と異なる材料が使用された現場は、品質管理基準を満たしているものの、長期的な耐久性に懸念があるとし、変状確認時の補修を基本方針とする。対象期

間は過去2年間（NIPP-Oと鹿島道路の現場は10年間）。正当な経費との差額は算定を終えた現場から順次返金を求めるが、発注者

が直ちに補修工事を希望する場合は返金を求めない。有識者委員会では、不正の背景についても議論。コンプライアンス意識の欠如

や、受発注者などの品質管理・監督体制が不十分だったと指摘。その上で受発注者などが取り組むべき具体的な再発防止策として▽書き換え不可能な計量システムの導入▽アスファルト事前審査制度の運用改善▽監督・検査態勢の強化▽ISO9001取得・活用▽アスファルト殻のバランス調整のための体制検討などを盛り込んだ。

